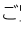


国民健康保険「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

送付時期

- 国民健康保険に加入している方でマイナ保険証を登録していない方に対し、資格確認書を7月15日に送付します。
 - マイナ保険証を登録している方のうち、資格情報のお知らせが交付されていない方および70歳以上の方に対し、資格情報のお知らせを7月15日に送付します。
- 詳しくは別表およびをご覧ください。
- マイナ保険証を登録している方で資格確認書の交付を希望する場合は、原則として別途マイナ保険証の登録解除申請が必要です。
 - 特定施設に入所されている方などについては、「資格情報のお知らせ」が交付された場合でも、申請により資格確認書を交付できる場合があります。

資格確認書の有効期限

現在お使いの資格確認書は、7月31日が有効期限です。

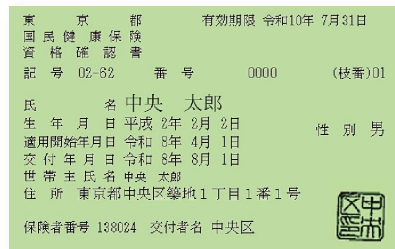
なお、今回発送する資格確認書の有効期限は2年間、70歳以上の方は1年間です。

◎居住状況が確認できない方や、保険料を長い間滞納している方は、区役所にご来庁の上、住所などの確認や保険料の納付相談が必要となる場合があります。

国民健康保険の資格に変更があった方

住所が変わった方や勤め先の健康保険に加入された方など、国民健康保険の資格に変更があった場合は自動で更新されませんので、お早めに手続きをしてください。


新しい資格確認書は「緑色」です。



自宅での受け取りが難しい方

郵便の受け取りが難しい方は、ご相談ください。事前手続きにより、窓口で受け取るか、送付先を変更できる場合があります。

☎保険年金課資格係
(3546)5362

詳しくは区へ

別表


	資格情報のお知らせ	資格確認書
交付対象者	1.マイナ保険証を登録しており、資格情報のお知らせを交付されたことがない方 2.マイナ保険証を登録している70歳以上の方	マイナ保険証を登録していない方
医療機関の受診に必要なもの	原則マイナンバーカードのみ ^{*1}	資格確認書
郵送方法	普通郵便	特定記録郵便
送付の宛先	世帯主	世帯主
70歳以上の方の負担割合	資格情報のお知らせに記載	資格確認書の券面に記載
有効期限 ^{*2}	70歳以上の方：令和9年7月31日まで	70歳以上の方：令和9年7月31日まで
	70歳未満の方：なし	70歳未満の方：令和10年7月31日まで

^{*1} マイナンバーカードを読み取れない医療機関では、マイナンバーカードと資格情報のお知らせが必要です。
^{*2} 有効期限内に75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日までが有効期限です。

後期高齢者医療「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

送付時期

新しい資格確認書または資格情報のお知らせを7月中旬に郵送します。

資格確認書1枚の提示で医療機関を受診できます。詳しくは、別表およびをご覧ください。

資格情報のお知らせ

令和8年度から、新たに資格確認情報のお知らせを送付します。自身の被保険者資格を簡単に把握するためのお知らせです。マイナンバーカードと一緒に提示することでマイナ保険証を使用できない医療機関を受診できます。

◎特定施設に入所されている方などについては、「資格情報のお知らせ」が交付された場合でも、申請により資格確認書を交付できる場合があります。

資格確認書の有効期限

現在お使いの資格確認書は、7月31日まで使用できますので、それまでは破棄しないようご注意ください。

意ください。

◎有効期限が過ぎた資格確認書は、8月1日以降にご自身で破棄してください。

新しい資格確認書または資格情報のお知らせ

新しい資格確認書または資格情報のお知らせは8月1日から使用できます。

◎有効期限は令和9年7月31日(1年間)までです。

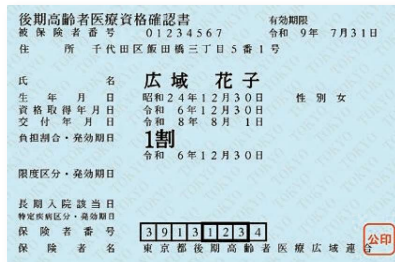
自宅での受け取りが難しい方

郵便の受け取りが難しい方は、ご相談ください。事前手続きにより窓口で受け取るか、送付先を変更できる場合があります。

記載内容をご確認ください


資格確認書および資格情報のお知らせには、自己負担割合や有効期限などの事項が記載されています。お手元に届きましたら、必ず記載内容を確認してください。

新しい資格確認書は「水色」です。




自己負担割合について

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、前年中の所得を基に、毎年8月1日を基準日として判定します。

◎負担割合の詳しい判定方法はをご確認ください。

☎保険年金課資格係
(3546)5362

詳しくは区へ

別表

	資格情報のお知らせ	資格確認書
交付対象者	令和8年8月1日時点で84歳以下かつマイナ保険証を普段から利用している方 ^{*1}	・令和8年8月1日時点で85歳以上の方 ・マイナ保険証登録をしていない方 ・マイナ保険証登録をしている方でマイナ保険証を普段から利用していない方 ^{*1}
医療機関の受診に必要なもの	原則マイナンバーカードのみ ^{*2}	資格確認書またはマイナ保険証
郵送方法	普通郵便	特定記録郵便
送付の宛先	被保険者本人	被保険者本人
自己負担割合	資格情報のお知らせに記載	資格確認書の券面に記載
有効期限	令和9年7月31日まで	令和9年7月31日まで

^{*1} 「マイナ保険証を普段から利用している」とは以下の二つの条件を共に満たす方です。
①おおむね1年以内に6回以上マイナ保険証で医療機関などを受診している。②おおむね3カ月以内に1回以上マイナ保険証で医療機関などを受診している。
^{*2} マイナンバーカードを読み取れない医療機関などでは、マイナンバーカードと資格情報のお知らせが必要です。